

令和7年4月20日執行 郡山市長選挙

# 指定病院等における不在者投票 事務処理の手引き

**【問合せ先】**

郡山市選挙管理委員会事務局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

Tel **024-924-2079** (不在者投票専用回線)

024-924-2461 (事務局)

Fax 024-935-3610

## 1 選挙の概要

告示日	令和7年4月13日(日)
選挙期日(投票日)	令和7年4月20日(日)
不在者投票期間	令和7年4月14日(月) から 4月19日(土) まで
不在者投票時間	8:30~17:00
選挙人名簿登録要件	年齢要件:平成19年4月21日 までに生まれた者 住所要件:令和7年1月12日 までに郡山市に転入届を提出した者

## 2 今回の選挙で投票できる人

- 住所地が郡山市
- 選挙期日まで継続して入院、入所中で、退院、退所の予定がない。

## 3 不在者投票の事務処理手順

選挙人(入院・入所者等)	不在者投票管理者(病院長・施設長等)	摘要
<p>○病院長等に投票を行いたい旨を伝える。</p> <p>○病院長等に請求依頼書(又は口頭)で投票用紙の請求をする。</p>	<p>○選挙人に対し、投票を行う意思の確認を行う。</p> <p>○選挙人に対し「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書」<b>指・不在 01</b>を渡す。</p> <p>○選挙人からの投票用紙の請求に基づき「請求書」<b>指・不在 02</b>に記入し、市選挙管理委員会に対し投票用紙の請求をする。</p> <p><b>【 請求書を郵送する場合 】</b> 市選管あて速やかに郵送する。 ※請求は告示日(公示日)より前からでも可能。</p> <p><b>【 請求書を市選管に持参する場合 】</b> ①市選管あて「請求書」<b>指・不在 02</b>を FAX し、市選管に電話し受取日を決定する。 ②市選管に来局し「請求書(原本)」と引き換えに投票用紙等を受け取る。</p>	<p>選挙期日の前日まで。</p> <p>選挙期日の前日まで。</p> <p>1~2日後に投票用紙等が郵送されます。 ※直接受け取りを希望する場合には、その旨を余白に記載するか、メモを同封してください。 市選管より投票用紙等の引渡し日時が伝えられます。 (通常、請求から受け渡しまで1日はかかります。)</p>

<p>○施設内の不在者投票所（またはベッド上）において投票する。</p> <p>○交付された投票用紙に記載したら、投票用紙を内封筒→外封筒に二重に入れて封をしたうえ、外封筒表面に<b>署名して</b>病院長等に渡す。</p>	<p>○投票用紙等を選挙人に交付する。このとき、一覧表のコピーに記載された各々の選挙人の、「氏名・生年月日」と外封筒下欄の「氏名・生年月日」を確認のうえ、交付する。</p> <p>○選挙人から受け取った投票用紙入り外封筒の表面に次の事項を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票年月日・投票場所・不在者投票管理者氏名（鉛筆書きやゴム印可）</li> <li>・立会人氏名（鉛筆書きやゴム印は不可）</li> </ul> <p><b>【 重要！！ 】</b></p> <p>※市選管から投票用紙の受領後、選挙人が投票前に退院や転院などした場合には、その選挙人の投票用紙、内封筒、外封筒はできるだけ速やかに市選管へ返却してください。</p> <p>※投票せずに退院等する方に対し、投票用紙一式を市選管へ返却するまでは期日前投票は出来ない旨を伝えてください。</p> <p>※引渡し前（請求のみの段階）に棄権した場合には、事務局へ電話連絡すること。</p> <p>○すべての投票が終了したら、投票用紙等及び必要書類を作成のうえ、市選管に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類は、「4 交付される書類名と提出先」及び「5 経費の支払い」に記載しています。</li> </ul> <p>○後日、不在者投票手数料が市選管から振り込まれたことを確認する。</p>	<p>投票時間 8：30～17：00</p> <p><b>【注意】</b> 外封筒表面左の代理記載人氏名欄は仮投票時記入のため、通常の代理投票では記入しません。</p> <p><b>【注意】</b> 投票用紙を請求したにも関わらず、選挙人が一時外出時に期日前投票に来て、投票できないケースが多々あります。選挙人には事前に、請求すると投票用紙を返却しない限り期日前投票ができない旨をご説明願います。</p>
--	--	--

## 4 交付される書類名と提出先

○事前（この手引きと同時に）に交付されるもの

書 類 名	提 出 先
<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書 様式指・不在 02（※1）</li> <li>不在者投票数確認書兼代理投票報告書 様式指・不在 04（※2）</li> <li>不在者投票者数報告書 様式指・不在 05（※3）</li> </ul>	市選管あて ※1 投票用紙請求時に提出 ※2 投票用紙等と一緒に提出 ※3 選挙期日後5日以内に提出
<ul style="list-style-type: none"> <li>投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書 様式指・不在 01</li> <li>不在者投票記録簿 様式指・不在 03</li> <li>指定病院等における不在者投票の事務処理の手引き</li> </ul>	提出不要（施設において保管）

○請求後、投票用紙等と一緒に交付されるもの

書 類 名	提 出 先
<ul style="list-style-type: none"> <li>投票用紙</li> <li>内封筒、外封筒</li> </ul>	市選管あて
<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書コピー</li> <li>候補者氏名等掲示</li> </ul>	提出(返却)不要

## 5 経費の支払い

【官公署の場合】

- ① 選挙終了後「不在者投票者数報告書」裏面の「官公署払」に○印を付したうえご提出ください。
- ② 投票事務に要した経費の金額を市選管より通知します。
- ③ 通知された金額分の納入通知書を、市選管あて送付してください。
- ④ 納入通知書により、経費をお振込みします。

【官公署以外】

「不在者投票者数報告書」裏面に記載の口座に、経費をお振込みします。（1,073円/人）

## 6 特にご注意頂きたいこと

- 投票用紙等は、同封した請求書裏面コピーの「氏名・生年月日」と不在者投票外封筒の「氏名・生年月日」と照合し、間違いのないよう選挙人にお渡し下さい。
- 退院や転院などにより、不在者投票を棄権した方が出た場合は、棄権した方の投票用紙、内封筒、外封筒は、できるだけ速やかに選挙管理委員会へ返却してください。返却されるまで投票できません。
- 投票にあたっては、投票管理者、立会人（1名以上）が必ず立ち会って下さい。また、「代理投票」の際、立会人は代理記載を行うことはできませんので、他の職員で対応して下さい。  
※「代理投票」：選挙人が心身の故障又はその他の事由により、自ら記載できない場合に、選挙人に代わり、代理記載人が投票用紙等に記載する投票方法。選挙人本人が投票管理者に申し立て、補助者2名により1名は記載、1名は立会を行う。
- 不在者投票の外封筒の注意として「投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。」と記載されていますが、代理記載の場合は、代理の方が記載してください。
- 施設等の名称を記載する欄には、法人名の記載も記載してください。